令和８年（フ）第３７６２号
大阪府東大阪市善根寺町４丁目４番13号
債務者　田村　未来
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７２号
大阪市東淀川区下新庄３丁目11番15―Ｂ213号
債務者　竹内久美子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５０号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番17号　カネマツ１番館　117号
債務者　岩倉　敏範
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５０号
大阪市鶴見区放出東１丁目32番19号　12号
債務者　野田　　博
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１６１号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番36号　202号
債務者　梨田　晋哉
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２９８号
大阪府豊中市蛍池中町２丁目８番３号
債務者　松元　春恵
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３０２号
大阪市都島区毛馬町１丁目20番25号　淀屋文化Ａ　201号
債務者　古川　陽菜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３５０号
大阪市淀川区十三元今里１丁目３番５号　十三パークサイド・ダイワ　204号
債務者　杉坂　　高
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３５１号
大阪府寝屋川市桜木町22番12―104号　オスカー桜木
債務者　吉田恵津子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８７号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目１番25―105号、前住所大阪府豊中市蛍池北町２丁目１番25―206号
債務者　右田ちづる
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４１８号
大阪市平野区長吉出戸２丁目４番５号　ＲＩＺＥＯＮＥ平野　311号
債務者　中谷　宏紀
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３９号
大阪市東淀川区小松３丁目９番９―309号
債務者　下袴田　翼
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８８号
大阪市東住吉区駒川１丁目８番19号　ラビッツコート北田辺　403号、前住所大阪府大東市野崎４丁目２番11号
債務者　南本未留紀（旧姓武石）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５５１号
大阪府高槻市富田町５丁目26番28号　Ｔ．Ｍハイツ201号
債務者　小林　真悟
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６９号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番３―907号
債務者　鳥井喜代子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０号
兵庫県西宮市戸田町５番25―303号
債務者　道添　英知
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４６３号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目６番40号　サニーフォレスト長洲　104、前住所兵庫県尼崎市長洲中通３丁目16―10
債務者　塚腰　　彩
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係